

### 3. 見直しの方針

#### 3. 1 見直しの基本的な考え方

##### (1) 対象路線の抽出

本計画で見直しの対象とする路線は、都市計画決定から20年以上事業に着手されない区間を含む都市計画道路とします。なお、事業計画等に位置付けのある路線や現在事業中の路線は除きます。

##### (2) 見直し対象路線の評価

対象路線の評価にあたっては、福島県が策定した長期未着手都市計画道路見直しガイドラインや都市計画区域マスタープラン、第二次いわき市都市計画マスタープランなどの上位計画と整合を図りながら評価項目を設定し、道路管理者等の意見も反映しながら、評価（継続、変更、廃止）を行います。

その評価の内容をもとにした道路ネットワークで将来交通需要予測を行い、都市計画道路網として円滑な交通処理が可能か検証し、総合評価を行います。

#### 3. 2 見直しの進め方

##### (1) 福島県長期未着手都市計画道路見直しガイドライン

県見直しガイドラインでは、「まちづくりの必要性」「都市計画道路の機能における必要性」「道路網における必要性」の3つに視点から検討を行うこととしています。

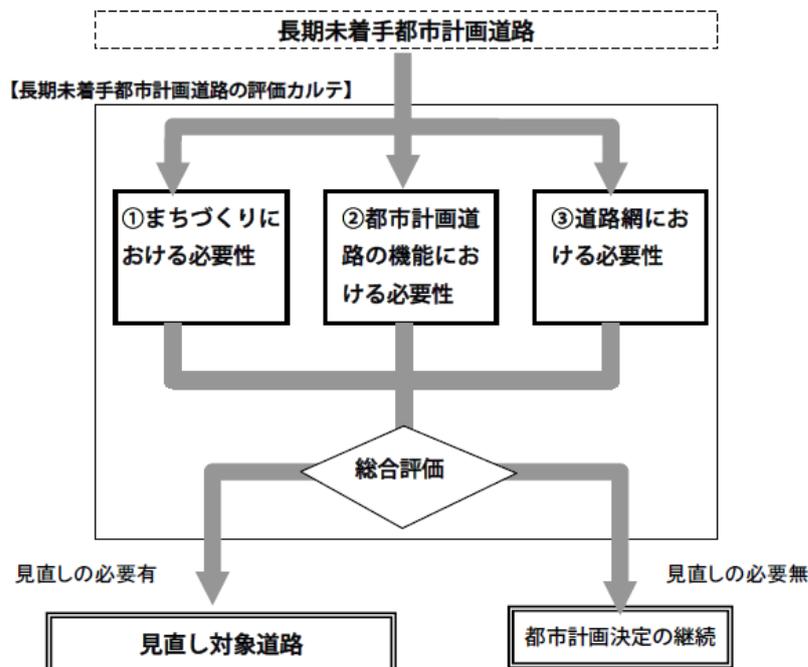


図 県見直しガイドラインによる検証フロー

## (2) 本計画での見直しの進め方

本計画での見直しは、県見直しガイドラインの考え方に即して進めます。なお、県見直しガイドラインの各視点の考え方を「実現性」「必要性」「代替性」として再整理し、以下の手順により進めます。

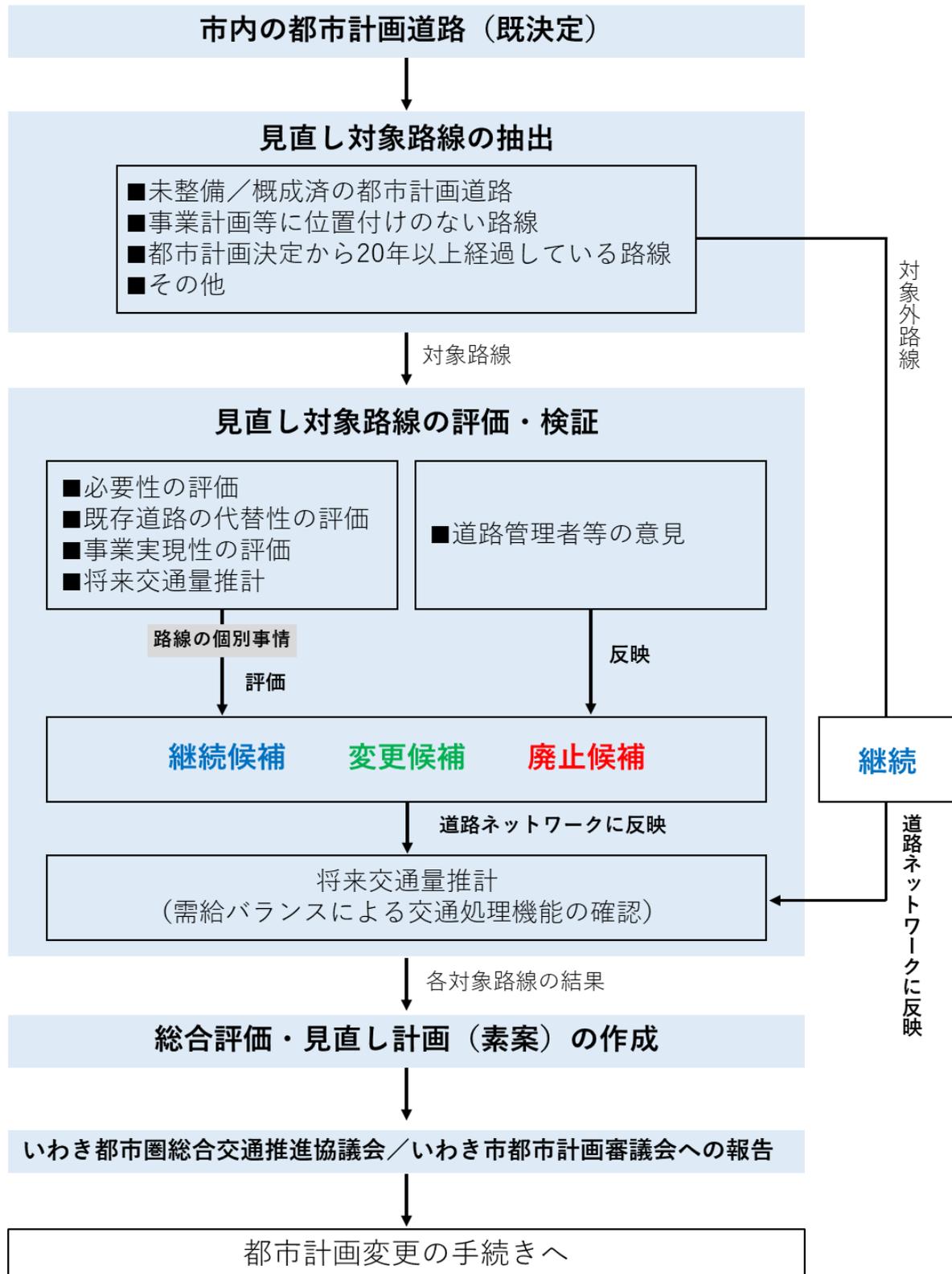


図 本計画の見直しフロー